

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）２７条１項３号の規定に基づく入所措置決定処分及び同項２号の規定に基づく児童福祉司指導措置決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和２年９月１６日付けで請求人を名宛人として行った、入所開始時期を同日とする、請求人の子である〇〇さん（以下「本件児童」という。）に係る法２７条１項３号の規定に基づく入所措置決定処分（以下「本件処分１」という。）及び、令和２年９月１６日付けで請求人に対して行った、本件児童に係る同項２号の規定に基づく児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分２」といい、両者を併せて「本件各処分」という。）について、「審査請求に係る決定を訂正するように求める」というものである。

請求人のいう訂正については、いずれについても、具体的な変更内容等を言うものではないため、本件各処分の取消しを求めるものとして審議する。

第３ 請求人の主張の要旨

１ 請求人の主張（各審査請求書）

- (1) 本件処分１について、入所措置先（入所施設名・委託事業所名・委託里親名、及びその所在地あるいは住所）の記載がなく、また、措置の具体的計画や説明がないのは、処分理由の記載として、極めて不十分である。
- (2) 本件処分２について、指導措置に関する具体的な計画や説明がな

いのは「措置理由又は指導内容」の記載として不明確であり、処分理由として極めて不十分である。

2 請求人の再主張（各反論書）

(1) 本件処分1について

- ① 処分庁はケースワークを放置している。
- ② 処分庁の職員は、請求人に対して、恫喝及び威迫行為を繰り返していること。
- ③ 処分庁は、請求人とのケースワークを停止させ、担当者が対応しないこと。
- ④ 処分庁や児童養護施設は、児童に適切な時期に適切な医療や健康診断を受けさせないこと。

(2) 本件処分2について

- ① 指導措置決定に措置理由や指導内容がないこと。
- ② 処分庁の職員は、請求人に恫喝及び威迫行為をするため面接が困難な状況であること。
- ③ 処分庁は請求人とのケースワークを停止させ、担当者が対応しないこと。
- ④ 処分庁や児童養護施設は、児童に適切な時期に適切な医療や健康診断を受けさせないこと。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、いずれも棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 5 月 2 0 日	諮問
令和 5 年 7 月 2 1 日	審議（第80回第2部会）
令和 5 年 8 月 7 日	請求人へ主張書面等の提出期限の通知を発出

令和 5 年 8 月 2 5 日	審議（第 8 1 回第 2 部会）
令和 5 年 1 0 月 2 0 日	審議（第 8 2 回第 2 部会）
令和 5 年 1 1 月 1 7 日	審議（第 8 3 回第 2 部会）
令和 5 年 1 1 月 2 0 日	請求人へ主張書面等の提出期限延長の通知を发出
令和 5 年 1 2 月 2 2 日	審議（第 8 4 回第 2 部会）
令和 5 年 1 2 月 2 2 日	請求人から主張書面を収受
令和 6 年 1 月 1 9 日	審議（第 8 5 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 2 7 条 1 項の措置について

ア 法 2 6 条 1 項は、児童相談所長が、法 2 5 条 1 項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めたときは、法 2 6 条 1 項各号の措置を採らなければならないものとし、1 号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」を掲げている。

これを受けて、法 2 7 条 1 項は、上記報告のあった児童について、「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない」とし、同項 2 号は、児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させることについて、また、同項 3 号は、児童を養護施設等の児童福祉施設に入所させる措置について規定している。

東京都においては、同項の措置を採る知事の権限は、法 3 2 条 1 項及び児童福祉法施行細則（昭和 4 1 年東京都規則第 1 6 9 号）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されている。

したがって、東京都においては、児童相談所長が、法 2 5 条 1 項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めたときに、法 2 7 条 1 項各号の措置を採るべきことになる。

イ 法 27 条 4 項によれば、同条 1 項 3 号の措置は、児童に親権を行う者等があるときは、少年法 18 条 2 項の規定による送致のあった児童につき法 27 条 1 項の措置を採る場合を除いては、その親権者等の意に反して、これを採ることができないとされている。

その一方で、法 28 条 1 項 1 号によれば、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法 27 条 1 項 3 号の措置を採ることが親権者等の意に反するときは、都道府県は、保護者が親権者等であるときは、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置を採ることができるとされている。

ウ 東京地方裁判所の児童福祉施設入所措置決定取消請求事件の平成 20 年 7 月 11 日判決（裁判所ウェブサイト裁判例情報登載）によれば、「保護者である親権者等の意に反して施設入所等の措置を採ることについて、家庭裁判所の承認の審判が条件とされているのは、施設入所等の措置が、親権者等の監護権等の制限のみならず、児童の身体拘束等も伴う措置であることから、親権者等による監護の継続が著しく児童の福祉を害するとの要件（法 28 条 1 項）の認定・判断に加え、児童の福祉、親権者等の権利及び双方の比較衡量の総合的な観点からの当該措置の相当性の判断を、行政機関ではなく、親権の行使及び未成年後見について監督的立場にある家庭裁判所の専権にゆだね、行政機関は、家庭裁判所の判断に従って当該措置の採否を決すべきものとすることにより、児童の福祉の保護及び親権又は後見の擁護の各要請を適切かつ調和的に確保する趣旨によるもの」と解されており、上記「制度の趣旨等によれば、①児童福祉法 28 条 1 項所定の要件の有無（虐待の事実など児童の福祉を害する事情の有無）、当該措置の相当性といった承認の実体要件のみならず、②審判の手続要件を含め、当該審判手続及びその上訴審手続で争うことができる事由については、児童福祉法及び関連法令上、専ら当該審判手続及びその上訴審手続において争うことが予定されており、承認の審判に対する事実誤認・判断不当、審理不尽・手続違背等の実

体上又は手続上の不服についても、憲法違反の不服を含め、すべて抗告、特別抗告、許可抗告の上訴審手続の中で争うべき事柄であって、抗告棄却の決定を経るなどして承認の審判が有効に確定した以上、親権者等は、後行の手続において、これらの不服を主張して確定審判の適法性を争うことはできず、また、上記①の実体要件について、確定審判の基準時以前の事情に基づき確定審判の認定・判断に反する主張をしてこれを争うことはできないと解するのが相当である。」とされている。

(2) 児童の所在を明らかにしないものとするについて

児童虐待を受けた児童について、施設入所の措置（法２８条の規定によるものに限る。）が採られ、又は法３３条１項若しくは２項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする（児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）１２条３項）とされている。

また、上記(1)・ウ記載の東京地方裁判所平成２０年７月１１日判決においても、児童相談所長において入所施設名を開示しなかったことが争われたが、「児童福祉法並びに同法施行令及び同法施行規則において、同法２８条１項１号に基づく児童福祉施設への入所措置決定に際し、親権者等に対する入所施設名の告知を義務づける規定はない以上、その告知がされなかったことによって原告らの親権者としての監護権が一定の制限を受けたとしても、児童福祉法上、それによって当該入所措置決定自体が違法となる余地はないものと解される」と判断されている。

(3) 児童福祉司指導措置

ア 法２７条１項２号の児童福祉司指導措置を採り、児童虐待を行った保護者について法２７条１項２号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境

を含む)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない(虐待防止法11条2項)とされており、児童虐待を行った保護者について法27条1項2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない(虐待防止法11条3項)としている。

イ なお、児童福祉司指導措置は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童及び保護者を支援するための措置であり、名宛人である児童又は保護者の福祉を実現するため、当該児童又は保護者に対し、児童福祉に関する専門的知識を有する児童福祉司等による指導を受けることができるという利益を付与する処分(同法は、これを解除する措置が不利益処分に該当することを前提としているものである。)であって、児童若しくは保護者の何らかの具体的な権利の範囲を限定し、又はその内容を児童若しくは保護者に不利益に変更したりするものではないと解される(令和元年7月12日東京地方裁判所判決LEX/DB掲載)。

2 本件各処分についての検討

- (1) 処分庁は、本件児童を児童養護施設に入所させることについて、本件児童の保護者であり親権者である請求人の承諾が得られなかったことから、法28条1項1号の規定に基づき、家事審判の申立てを行い、審判により本件児童の児童養護施設への入所が承認されたところ、請求人が不服として申し立てた即時抗告が抗告審で棄却され確定し、審判による承認の効力について妨げがなくなったため、令和2年9月16日を入所開始日として本件処分1を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分1は、法28条1項1号の規定に則って、本件児童を請求人に監護させることが著しく本件児童の福祉を害する場合に当たるとして、審判による本件処分1についての承認を経た上で行われたものであり、かつ、当該審判は、既に抗告審の手続も全て終了して確定しているところであるから上記1・(1)・ウのとおり確定審判の適法性を争うことはできず、本件処分1を違法又は不当なものと判断することはできない。

- (2) 本件処分2は、審判及び決定並びにその各理由記載からは、

処分庁が、親子の再統合へ向けて、児童虐待を受けた本件児童の不適切な養育環境を改善し、本件児童が安心して生活するために、本件児童に関して、請求人らに児童福祉司指導措置が必要であると判断し、法27条1項2号の規定に基づき行ったもので、特段不合理な点は認められず、上記1の法令等の定めに従って適正に行われたものと認められる。

3 請求人の主張について

(1) 本件処分1の入所措置先の不記載について

本件処分1に、本件児童の入所措置先の記載がなかったことについては、上記1・(2)前段のとおり、児童の所在を明らかにしない措置は法定されており、請求人が家庭裁判所の審判及び決定において虐待の事実及び施設入所に同意せず争ってきた経過及びその主張内容からは、認定された虐待の事実と請求人の認識に大きな隔たりがあり、本件児童の所在を明らかにした場合に、請求人が本件児童を連れ戻し虐待を繰り返すおそれ、あるいは、請求人がさまざまな形で本件児童に接触、施設に連絡を図るなど本件児童が安心して暮らせないおそれがあり、処分庁が入所措置先を明らかにすることが本件児童の保護に支障を来すと認めたことに合理性があり、法の定めるところに従って適正になされたものといえ、また、上記1・(2)後段のとおり、入所措置先の記載がなかったことをもって、本件処分1自体が違法又は不当となるものでもない。

(2) 本件処分2の理由等付記について

児童福祉司指導措置に理由あるいは指導内容まで付記をしなければならない根拠は認められないことから、当該不備を理由に本件処分2が違法又は不当とされるものではない。

なお、行政手続法14条1項本文は、行政庁が、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨を定めているところ、同条の文言からも明らかとおり、同条は、不利益処分についてのみその適用があるものである。上記1・(3)・イのとおり、児童福祉司指導措置は、行政手続法2条4号所定の不利益処分に該当しないものと解され、よ

って、同条等を根拠に児童福祉司指導措置について、理由開示の規定の適用、理由の不備を違法とする主張は認められない。

(3) その他の請求人の主張について

請求人は、上記第3のように主張するほか、担当児童福祉司の不適任等を主張していた。

上記第3・2記載の内容は、本件各処分を違法・不当とする理由とはならないとともに、上記第3・2の記載のうち令和2年9月16日以後の内容及び担当児童福祉司の不適任については、本件各処分より後の事情であって、そもそも本件各処分に影響を与えるものではない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分について、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来